

1 丁					省務法				
					出生地		現住所		本籍
					年	月	日	事項	氏名
七	五	三	二	六〇					うね もと なお み
四	四	四	四	三					昭和三七年 七月 九日
一	一	一	一	六一	一一	一一	一一	旧氏名	畠 本 直 美
				六三	一一	一一	一一	項	
				平成元	一一	一一	一一	序	
				二八	一一	一一	一一	名	
				五	一一	一一	一一		
				検事二級（東京地方検察庁検事）	一一	一一	一一		
				に任命する					
				司法修習生の修習終了					
				司法修習生を命ずる					
				名古屋地方検察庁検事に配置換する					
				名古屋地方検察庁豊橋支部勤務を命ずる					
				かねて名古屋地方検察庁新城支部勤務を命ぜられた					
				名古屋地方検察庁新城支部勤務を免ぜられた					
				（平成元年法務省令第四四号による）					
				名古屋地方検察庁豊橋支部勤務を免ぜる					
				名古屋地方検察庁検事に配置換する					
				浦和地方検察庁検事に配置換する					
				東京地方検察庁検事に配置換する					

法務省										年 月 日	事 項	本 直 美	勘 定 名
2	丁	平成 八	九	一七	法務事務官（法務省民事局付）に併任する	法務省人権擁護局付に併任する	法務省						
	一九	一八	〃	一七	〃	一一	一六	三	二六	司法研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	法務省	法務省
	三	七	一一	一〇	九	八	六	二六	法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する	最高裁判所	法務省	法務省	法務省
	三一	一〇	一一	二八	三一	二七	六	二六	法務大臣秘書官事務取扱を命ずる	最高裁判所	法務省	法務省	法務省
									法務大臣秘書官事務取扱を免ずる				
									法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する				
									法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる				
									法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる				
									退職手当は支給しない				
									辞職を承認する				

年 月 日	事 項	法務省	
		法 務 省	政 府 直 美
平成一九 四 八 一	(国家公務員退職手当法第七条の二第四項) 日本司法支援センター職員（本部事務局次長）に採用する	総務部長に併任する	日本司法支援センター
二〇 四 一	日本司法支援センター本部総務部サービス推進室長に併任する	日本司法支援センター	日本司法支援センター
二一 一 四	日本司法支援センター本部総務部サービス推進室長の併任を解除する 辞職を承認する	日本司法支援センター	日本司法支援センター
二二 一 七	退職手当は支給しない (職員退職手当規程第一一条第三項)	日本司法支援センター	日本司法支援センター
二三 一 一	検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する	日本司法支援センター	日本司法支援センター
二四 一 一	法務省人権擁護局総務課長に充てる かねて法務総合研究所教官に充てる	法務省	日本司法支援センター
二五 一 一	法務省刑事局公安課長に充てる 法務総合研究所教官に充てることを解く	法務省	日本司法支援センター
二六 一 九	東京地方検察庁検事に配置換する 東京地方検察庁総務部長を命ずる 東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる 立川区検察庁検事に併任する	法務省	日本司法支援センター

5 丁

法務省

年
令和
五月
一
一〇

日

東京高等検察庁検事長に補する

項

法務省
廳
務
名勘
本
直
美